

○任意脱退制度の廃止

- これまでは、被保険者でなかった方が第1号被保険者になった場合、または第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）が第1号被保険者になった場合であって、老齢年金を受け取るために必要な資格期間を満たせないときは、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができました。これを任意脱退制度といいます。
- 平成29年8月からは、老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年以上から10年以上に短縮されたことに伴い、受給権確保に結びつきやすくなったことから、任意脱退制度は平成29年7月31日で廃止となります。
- 任意脱退制度の廃止に伴い、これまで任意脱退制度を利用して年金制度に加入していない方で、29年8月1日現在、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、平成29年8月1日付けで国民年金に加入する必要がありますので、国民年金被保険者資格取得届のご提出をお願いします。
- なお、任意脱退により国民年金の被保険者とされていなかった法施行日までの期間は、合算対象期間になります。